

## 多摩都市モノレール株式会社からの軌道事業の特許申請について（２回目）

### 1. 日 時

令和7年3月13日（木） 10：00～10：10

### 2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

### 3. 出席者

＜委 員＞

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

＜国土交通省＞

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

### 4. 議事概要

○本件軌道事業の特許申請事案につき、延伸計画の概要及び地元の受け止め並びに建設費・資金計画、需要予測及び収支計画の概要について所管局より説明を聴取した令和7年3月11日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、国からの交付金や関係自治体からの出資等による支援が見込まれること、地元や関係機関等との調整が整っていること等を総合的に勘案し、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。